

審第4505号
答申第369号
令和7年12月10日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年2月20日付け住第〇〇号一〇〇一〇〇による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第340号

令和5年1月5日付けで審査請求人から提起された、令和4年10月11日付
け住第〇〇号一〇〇で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決
について

諮詢第340号

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年10月11日付け住第〇〇号-〇〇で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年8月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、別表に掲げる20項目（〇〇年度以降のもの）の開示請求（以下「本件開示請求」といい、それぞれの開示請求項目を別表の審議会による名称によって特定する。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、令和4年8月23日付け住第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第16条第3項の規定により、令和4年9月14日付け住第〇〇号で本件開示請求項目5から20までについて補正の求めを行った。
- (4) 審査請求人は、令和4年9月29日付けで、前記（3）の補正の求めに對して回答を行った。
- (5) 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求項目2及び3の対象文書として、「〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号『境界確定申請書の提出について』の起案文書」（以下「本件文書1」という。）、「〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号『〇〇県営住宅建替における境界立会について』の起案文書」（以下「本件文書2」という。）、「〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号『境界同意書の提出について』の起案文書」（以下「本件文書3」という。）、「〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号『境界確定協議書について』の起案文書」（以下「本件文書4」という。）、本件開示請求項目3の対象文書として、「〇〇.〇〇.〇〇付け打合せ記録」（以下「本件文書5」という。）、「〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号『境界確定協議書について』の起案文書」（以下「本件文書6」といい、本件文書1から5までと併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行うとともに、本件開示請求項目1の対象文書として、「広聴事案処理依頼

書」、「広聴事案の内容が記載された文書」及び「広聴事案回答用紙（起案・決裁の文書を含む）」、本件開示請求項目3の対象文書として、「〇〇年〇〇月〇〇日付け 筆界確認書」（以下「全部開示筆界確認書」という。）に記録された個人情報を特定して自己情報開示決定（令和4年10月11日付け住第〇〇号一〇〇。以下「本件全部開示決定」という。）を行い、また、本件開示請求項目4から20までについては、自己情報不開示決定（令和4年10月11日付け住第〇〇号一〇〇）を行った。

- (6) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年1月5日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (7) 実施機関は、本件審査請求を受けて、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる、同条例附則第2項の規定により廃止される前の条例第47条第1項の規定により、令和6年2月20日付け住第〇〇号一〇〇一〇〇で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
- ア 本件審査請求の趣旨
本件決定を取り消すとともに、不開示部分について開示することを求める。
- イ 本件審査請求の理由
- (ア) 本件文書5の内容のうち、開示請求者本人の打合せ内容を除く部分は、「開示請求者以外の個人に関する情報であるため」と記載されている。
- (イ) 後記の（ウ）ないし（ク）のとおり、個人の権利利益及び財産を保護の図るために、個人情報の内容があるがまま示し、見せることであり、自己情報の開示を請求する権利及び個人情報を開示する義務が定められているので、原則開示の精神に照らし、開示することを求める。
- (ウ) 条例第1条（目的）では、「この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の機関が保有する個人情報の開示を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。」と定め、千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（以下「個人解釈運用基準」という。）第1条【趣旨】では、「各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならぬものである。」と定めている。

さらに、【解釈及び運用】4号では、「個人の権利利益」とは、本条例が必要とされた社会状況下で、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがあるもの、この中には、社会的・経済的なもの、個人にかかる広範な権利利益が含まれる。①自己の秘密が公開されない利益、②誤った情報、不完全な情報等によって自己に関して誤った判断がなされない利益、③自己の情報を知る権利」と定めている。

(エ) 個人解釈運用基準第15条【解釈及び運用】第1項関係3号では、「開示の請求・・・をすることができる。」とは、個人に自己情報の開示を請求する権利を与えてものである。」と定め、条例第17条(個人情報の開示義務)では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。」と定めている。

また、個人解釈運用基準第17条【解釈及び運用】第2項では、「本条例でいう「開示」とは、個人情報の内容があるがまま示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。」と定め、さらに第5項では、「情報公開条例に基づいて開示され得る情報は、何人も知る得る情報であるため、不開示情報には該当しないものである。」と定めている。

(オ) 個人解釈運用基準第17条(個人情報の開示義務)第2号(第三者の個人情報)の【解釈及び運用】本号ただし書き関係「ただし書口」について1において、「人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは、県の基本的な責務である。したがって、個人情報についても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を開示する必要が認められるものについては、当該情報を開示しなければならないものである。

また、「ただし書ニ」について1において、「その他開示することにより当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがない情報」とは、「例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者がすでに知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通する立場である場合には、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することなく、当該情報は開示されるものである。」と定めている。

(カ) 条例第17条(個人情報の開示義務)第3号(法人等の情報)では、

「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示知ることが必要であると認められた情報を除く。イ. 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、ロ. 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意で提出されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と定めている。

(キ) 条例第18条（部分開示）第1項では、「実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と定め、加えて、個人解釈運用基準第18条（部分開示）【解釈及び運用】第1項関係（不開示情報が含まれている場合の部分開示）1号では、「個人情報の開示請求に対しては、原則開示の精神に照らし、当該個人情報を記録する行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むのではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。」と定めている。

(ク) 条例第18条（部分開示）第2項では、「開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人情報を識別することができることとなる記述等の部分及び個人識別番号を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と定め、加えて、個人解釈運用基準第18条（部分開示）【解釈及び運用】第2項関係（個人識別性の除去による部分開示）1号では、「「開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の特定の個人を識別させる部分を除くことにより、開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。

(カルテ、反省文などの個人の健康状態、個人の人格や密接に関わる情報、個人の未発表の研究論文などは、個人を識別させる部分を除いたとしても、開示するとなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。)」と定め、さらに2号では、「同号の情報に含まれないも

のとみなして」とは、特定の個人の識別させる部分を除くことにより、開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人を識別させる部分を除いた部分は、第17条第2号に規定する個人情報には含まれないものとみなす趣旨である。したがって、この場合においては、個人を識別させる部分を除いた部分については、同号以外の不開示条項に該当しない限り開示しなければならない。」と定めている。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 処分庁が、審査請求人の所有地である〇〇と処分庁の所有地である〇〇の土地の境界点（以下「二者地点」という。）に設置した新設民境界標の関する行政文書の開示を求める。

(ア) 県有地の境界確定に関する取扱要領（以下「境界確定取扱要領」という。）第九条（境界確認整理台帳の作成）では、「県有地について第五条第一項の規定による境界確認の協議を行ったときには、その処理経過を明らかにするため、県有地境界確認整理台帳を作成し、第六条から前条までの規定により作成又は取得した関係書類とあわせて保管するものとする。」と定められている。

(イ) 千葉県委託設計業務等検査要領では、以下のとおり定められている。

a 第1条（趣旨）では、「この要領は、地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）に定める検査のうち、知事が発注する建設事業に係る委託設計業務等について、知事の命を受けた検査監理が厳正かつ効率的な検査を行うため、必要な事項を定めるものとする。」と定められている。

b 第8条（検査の方法）第1項では、「検査は、「契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」（以下「契約図書」という。）、千葉県委託業務等検査基準及びその他関係図書と管理記録及び成果品を対比して、合否を判定するものとする。」と定められている。

c 千葉県委託設計業務等検査基準第1項調査業務（測量、地質調査等）の検査方法では、「①契約に基づき提出等が義務づけられている書類の確認、②提出された業務（調査）工程表と実施の工程表、③打合せ記録簿等、④成果品の確認」と定められている。

d また、判定基準では、「①不備のない書類が提出がなされていること、②業務目的に必要な調査又は作業項目が不足なく設定されていること、③提出され、記録の内容が打合せ結果を適切に反映していること、④契約図書に提示された項目が、漏れなく履行され、提

出されているとともに満足できる内容であること。」を定められている。

(ウ) 千葉県行政文書管理規則（以下「行政文書管理規則」という。）第三条（事務処理の原則）第一項では、「本庁及び出先機関の事務の処理は、行政文書によることを原則とする。」と定め、また、同条第二項では、「行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにし、事務が適正かつ迅速に行われるよう処理しなければならない。」と定められている。

イ 処分庁は、〇〇年度〇〇県営住宅の測量成果は、〇〇成果簿であるとして開示しているが、審査請求人との境界点である〇〇地点の写真を開示していないので、〇〇地点の写真を開示することを求める。

(ア) 境界確定取扱要領第三条（事前調査）第2項では、「財産管理者は、前項に定める書類調査及び現地調査の結果に基づき県が主張しうる境界案を策定し、その根拠資料を整理しておかなければならぬ。」と定めている。

(イ) 加えて、同取扱要領第五条（立会協議）第2項では、「前項の現地立会により協議が成立した場合は、関係立会者と共に恒久的目標物から境界標柱までの距離や各境界標柱館の距離の計測を行い、その日時及び位置を証明する写真を整理しておかなければならぬ。」と定めしており、また、第3項では、「第一項の現地立会により協議が成立した場合において境界標柱がない場合か又は滅失している基本点や曲がり点については、当該位置に仮の境界標柱（木製又はプラスチック製のもの）を設置するとともに、前項の処理を行うものとする。」と定めている。

(ウ) 千葉県委託設計業務等検査要領では、前述ア（イ）aないしdのとおり定められている。

(エ) 行政文書管理規則では、前述ア（ウ）のとおり定められている。

ウ 処分庁は、〇〇に対して〇〇申請書を提出し協議を行っている。また、処分庁は、同〇〇申請書の添付資料として「現況図」をじ後として追加で開示を行っているので、施行されていないことをもって〇〇申請書と現況図のみしか保管していないことは、明らかに合理性がなく正当性がないので、〇〇申請書に関する添付書類を含むすべての行政文書をあるがままに開示することを求める。

(ア) 境界確定取扱要領第三条（事前調査）第2項では、「財産管理者は、前項に定める書類調査及び現地調査の結果に基づき県が主張しうる境界案を策定し、その根拠資料を整理しておかなければならぬ。」と定めている。

(イ) 行政文書管理規則では、前述ア(ウ)のとおり定められている。

エ 条例及び個人解釈運用基準では、以下のとおり定めているので、審査請求人が請求した行政文書（添付書類を含む。）について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書があるがままに開示することを求める。

(ア) 条例第1条（目的）では、「県の機関が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図る。」と定め、さらに個人解釈運用基準第1条（目的）【解釈及び運用】第4項では、「個人の権利利益」とは、本条例が必要とされた社会状況下で、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがあるもの、あるいは個人情報の取扱いに伴って保護をする必要があるものをいう。したがって、次の利益を含めて、社会的・経済的なもの、精神的なもの等個人にかかる広範な権利利益が含まれる。①自己の秘密が公開されない利益、②誤った情報、不完全な情報等によって自己に関して誤った判断がなされない利益、③自己の情報を知る権利」と定められている。審査請求人は、自己に関して誤った判断がなされない利益及び自己の情報を知る権利に基づいて開示請求書を提出しているので、処分庁は、個人の権利利益の保護に基いて、審査請求人が請求した行政文書（添付書類を含む。）について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書についてあるがままに開示することを求める。

(イ) 条例第15条（開示請求権）では、「何人も、実施機関に対し、行政文書に記録された自己の個人情報の開示請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。」及び「この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。」と定め、個人解釈運用基準第15条（開示請求権）【趣旨】では、「本件は、自己の個人情報がどのように記録されているのか、また、その記録が正確かどうかは、本人の関心が高く、これらが知らされないことに伴う不安感も大きいことから、それらの関心や不安感に対して、適切に対応するため、個人の自己情報の開示を請求する権利を定めたものである。」と定められている。さらに【解釈及び運用】第1項関係（本人による開示請求）第3項では、「開示の請求・・・をすることができる」とは、個人に自己情報の開示を請求する権利を与えたものである。」と定められている。審査請求人は、「個人の自己情報の開示を請求する権利」に基づいて開示請求書を提出しているので、審査請求人が請求した行政文書（添付書類を含む。）について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書があるがままに開

示することを求める。

(ウ) 条例第16条（開示請求の手続）第1項第3号では、「開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名その他開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」と定められていることから、審査請求人は、開示請求書に個人情報を特定するに足りる事項を記載している。

また、同条第3項では、「実施機関は、開示請求者に形式上の不備が認められるとき・・・その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように勤めなければならない。」と定め、さらに、個人解釈運用基準第16条（開示請求の手続）【解釈及び運用】第3項関係（開示請求書の補正）第3号では、「「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、自己情報開示請求書の記載内容に関連する行政文書の名称や該当すると考えられる個人情報取扱事務の名称等が記載されている個人情報取扱事務登録簿を示すことなどが考えられる。情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で足り、口頭でも差し支えない。」と定められている。加えて、その他（請求内容の確認）では、「請求の内容が開示請求の対象に明らかに該当しないような場合（開示請求の対象が自己の個人情報に該当しない場合等）でも、開示請求者の権利利益の保護を図るべく、開示請求権制度の趣旨に合致するかどうか、求めている情報の具体的な内容を確認することが望ましい。」と定められている。

処分庁は、審査請求人に対し、補正が必要な部分及び「補正の参考となる情報」を提供しておらず、さらに「開示請求者の権利利益の保護を図るべく、求めている情報の具体的な内容」について確認を行っていない。

オ 結論

以上のとおり、処分庁は、「個人の権利利益」、「自己情報の開示を請求する権利」、「個人情報の開示義務」、並びに「人の基本的な権利利益を保護」を遵守し、行政文書管理規則に定められている「行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにし、事務が適正かつ迅速に行われるよう処理しなければならない。」に基づいて、審査請求人が請求した根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書（添付書類を含む。）について、あるがままに開示することを求める。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（1）弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

（2）処分の内容及び理由

ア 処分の内容

（ア）審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

（イ）個人情報の特定及びそれが記録された行政文書の内容について

本件決定に係る本件開示請求項目2及び3の請求内容に関して、個人情報の特定及びそれが記録された行政文書の内容について説明する。

a 個人情報の特定について

本件開示請求項目2及び3に係る審査請求人の個人情報が記録される行政文書として、〇〇県営住宅の敷地の用地測量を行うために〇〇年度に実施した〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）に関する行政文書のうち、本件文書1から4までに記録された審査請求人の個人情報を特定し、本件決定を行った。

また、本件開示請求項目3に係る審査請求人の個人情報が記録される行政文書として、本件文書5及び6に記録された審査請求人の個人情報を特定し、本件決定を行った。

b 行政文書及び事務の内容

（a）本件文書1は、〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）に係る事務処理の過程で、県営住宅と隣接している〇〇用地との境界を確定させるため、〇〇用地を委譲された〇〇宛てに境界確定の申請を行うための事務で作成された起案文書一式である。これは、決裁済みの起案用紙、伺い文、境界確定申請書（案-1）、委任状（案-2）、境界確定の対象となる土地の全部事項証明書、地図、公図写図、土地所有者一覧表、現況図、法務局が保有している地積測量図の写しで構成されており、境界確定申請書は〇〇の様式である。

なお、本件文書1は、〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号で施行した境界確定申請書の写しが添付された状態で保管されている。

（b）本件文書2は、〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）に係る事務処理の過程で、県営住宅と隣接している土地の境界の確認を行うため、当該土地を所有している個人又は法人宛てに境界立会いを依頼する事務で作成された起案文書一式である。これは、決裁済みの起案用紙、伺い文、「〇〇県営住宅建替における境界立会について」の依頼文書（案）、委任状（参考様式）、境界確定の対象となる土地の「土地登記簿調書」（地権者リスト）、公図写

図（土地所有者の氏名及び住所を示す一覧表を追記した図面）、謝金仕訳書（土地所有者の氏名、住所、謝金の額、立会いの日時、立会者、受領印の欄があるもの）で構成されている。

なお、本件文書2は、○○年○○月○○日付け住第○○号で施行した「○○県営住宅建替における境界立会について」の各土地所有者宛ての施行文書の写し及び謝金仕訳書に土地の地番、土地所有者の氏名、住所、連絡先（電話番号）、謝金の額、立会いの日時、立会者、受領印が押印されたものが添付された状態で保管されている。

(c) 本件文書3は、○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）に係る事務処理の過程で、次の①②③の土地の境界について、○○年○○月○○日に境界立会いを実施し同意に至ったことから、○○長宛てに境界同意書を提出するための事務で作成された起案文書一式である。

- ① ○○の公衆用道路である○○号と隣接する○○県営住宅の敷地である宅地（千葉県○○）
 - ② ○○の公衆用道路である法定外公共物（○○-○○-○○-○○）と隣接する○○県営住宅の敷地である宅地（千葉県○○）
 - ③ ○○の公衆用道路である法定外公共物（○○-○○-○○-○○）と隣接する○○県営住宅の敷地である宅地（千葉県○○）
- 本件文書3は、千葉県と○○との間で行う事務に関する行政文書であり、決裁済みの起案用紙、伺い文、地図、境界同意書（案）地図、公図写図（土地所有者の氏名及び住所を示す一覧表を追記した図面）で構成されている。

なお、本件文書3には、○○年○○月○○日付けで○○長宛てに施行した上記①②③の境界に係る境界同意書（3通）の写しが添付された状態で保管されている。

(d) 本件文書4は、○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）に係る事務処理の過程で、○○年○○月○○日に境界立会いを実施し、○○年○○月○○日付けで○○長宛てに境界同意書を提出したことにより、前記（c）①②③の境界を確認したことから、○○と千葉県が境界確定協議書を取り交わすための事務で作成された起案文書一式である。これは、決裁済みの起案用紙、伺い文、公図写図（土地所有者の氏名及び住所を示す一覧表を追記した図面）、前記（c）①の境界に係る境界確定協議書の交付申請書（案）、境界確定協議書（案）、道路境界確定図（整理番号○○-○○号）、前記（c）②の境界に係る境界確定協議書の交付申請

書（案）、境界確定協議書（案）、道路境界確定図（整理番号〇〇一〇〇号）、前記（c）③の境界に係る境界確定協議書の交付申請書（案）、境界確定協議書（案）、道路境界確定図（整理番号〇〇一〇〇号）で構成されている。

なお、本件文書4には、前記（c）①の境界に係る境界確定協議書（〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇年度 第〇〇号）及び〇〇及び千葉県が割印をした道路境界確定図（整理番号〇〇一〇〇号）の写し、前記（c）③の境界に係る境界確定協議書（〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇年度第〇〇号）並びに〇〇及び千葉県が割印をした道路境界確定図（整理番号〇〇一〇〇号）の写しが添付された状態で保管されているが、前記（c）②の境界に係る境界確定協議書の交付申請書は未施行であるため、境界確定協議書の施行文書並びに〇〇及び千葉県が割印をした道路境界確定図（整理番号〇〇一〇〇号）は存在しない。

（e）本件文書5は、〇〇年〇〇月〇〇日に実施した境界立会いの記録である。境界立会いには、〇〇県営住宅敷地に隣接する土地の所有者、〇〇職員、測量会社担当者及び千葉県の職員が参加しているが、審査請求人は参加していない。

本件文書5には、審査請求人と土地を共有する第三者による境界立会いの記録のほか、審査請求人以外の第三者の個人が所有する土地の境界立会いの記録が記載されているが、審査請求人以外の第三者の個人が所有する土地の境界立会いと審査請求人の所有する土地の境界立会いは同日に実施されたことから、〇〇年〇〇月〇〇日付けの打合せ記録として統合した状態で整理されている。

なお、本件文書5に記載された境界立会い記録の内容から判断して、審査請求人は〇〇年〇〇月〇〇日の境界立会いには同席していないが、審査請求人と土地を共有する第三者が審査請求人の連絡先の電話番号を発言した記録があるため、当該電話番号の部分を審査請求人の自己の個人情報として開示している。

（f）本件文書6は、〇〇県営住宅の敷地である宅地（千葉県〇〇）と隣接する〇〇の公衆用道路の境界に関して、〇〇から境界確認の申請があり、〇〇年〇〇月〇〇日に境界立会いを実施して境界の現況を確認したことから、〇〇と千葉県が境界確定協議書を取り交わすための事務で作成された起案文書一式である。これは、決裁済みの起案用紙、伺い文、境界確定協議書（案の1）、境界確認実測図、千葉県住宅供給公社県営住宅管理部長宛ての送付文書である境界確定協議書について（案の2）、県有地境界確認申

請書（〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇長発、千葉県知事宛）、案内図・公図写、公図等転写連続図、土地所在図（〇〇）、地積測量図（〇〇）、土地所在図（〇〇）、地積測量図（〇〇）、現況測量図（〇〇）、土地全部事項証明（〇〇）、写真（〇〇）、境界同意書（〇〇）（〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇長発、千葉県知事宛）、県有地の境界について調査した報告である境界確認調書（〇〇年〇〇月〇〇日付け、千葉県住宅供給公社県営住宅管理部長発、千葉県国土整備部都市整備局住宅課長宛）、〇〇年〇〇月〇〇日の境界立会い写真（No1～No7）で構成されている。

なお、本件文書6は、境界確定協議書の写し（〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇長のみ押印あり）、境界確認実測図の写し（千葉県、〇〇の割印あり）が添付された状態で保管されている。

イ 処分の理由

（ア）個人情報の特定について

- a 本件開示請求項目2に係る個人情報が記録された行政文書
〇〇県営住宅の建替工事に関して、測量業者が測量業務を実施する前、実施時及び実施後における、千葉県が確認等を行った測量業務に関する事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）に該当する行政文書としては、〇〇県営住宅の建替工事のために〇〇県営住宅の敷地の用地測量を実施した〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）に関する行政文書が該当する。当該業務委託における測量業務の事務処理の経過から、本件開示請求項目2に係る個人情報が記録された行政文書としては、本件文書1から4までが該当すると考えられる。これらの行政文書には、審査請求人が所有する土地と〇〇県営住宅の敷地との境界点、又は、〇〇が所有する土地と〇〇県営住宅の敷地との境界点について境界確認をしたことを示す行政文書が含まれており、当該行政文書に記載された審査請求人本人の個人情報については本件決定で特定している。

なお、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、これらの文書以外に本件開示請求項目2に係る個人情報が記録された行政文書は存在しなかった。

また、審査請求人は本件開示請求項目2において、審査請求人、千葉県及び〇〇の三者地点としての境界点に関して、測量業者が測量業務を実施する前、実施時及び実施後における、千葉県が確認等を行った測量業務に関する事務処理過程を明らかにする行政文書に記録された個人情報の開示を請求しているが、〇〇県営住宅用地測

量業務委託（〇〇年度）の測量業務において、審査請求人、千葉県及び〇〇の三者地点の境界点を確定した事実はない。

b 本件開示請求項目3に係る個人情報が記録された行政文書

〇〇県営住宅の建替工事に関して、審査請求人が所有する土地と〇〇県営住宅の敷地との境界点について境界確認を実施する前及び実施時に行った境界確認に関する事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）に該当する行政文書のうち本件開示請求項目3に係る個人情報が記録された行政文書としては、本件文書1から4までが該当すると考えられる。当該行政文書に記載された審査請求人本人の個人情報については本件決定で特定している。

また、〇〇県営住宅の建替工事に関して、審査請求人が所有する土地と〇〇県営住宅の敷地との境界点について境界確認を実施した後に行った境界確認に関する事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）に該当する行政文書のうち本件開示請求項目3に係る個人情報が記録された行政文書としては、本件文書5及び6が該当すると考えられる。当該行政文書に記載された審査請求人本人の個人情報については本件決定で特定している。

なお、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、これらの文書以外に本件開示請求項目3に係る審査請求人本人の個人情報が記録された行政文書は存在しなかった。前記aで述べたとおり、審査請求人、千葉県及び〇〇の三者地点の境界点を確定した事実はないため、〇〇県営住宅の建替工事に関して、三者地点の境界確認を実施する前、実施時及び実施後に行った境界確認に関する事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）に該当する行政文書は存在しない。

（イ）不開示部分及びその理由について

a 本件文書1から4までについて

本件決定の通知書に記載したとおり、本件文書1から4中の開示請求者以外の第三者の個人の土地所有者の氏名、印影、住所、電話番号、土地の地番等は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であるため条例第17条第2号に該当するものとして不開示としたところである。これをより詳しく説明すると、次のとおりである。

（a）本件文書1中の公図写図、土地所有者一覧に記載された開示請求者以外の第三者の個人の土地所有者の氏名、住所、土地の地番

は条例第17条第2号に該当する。

なお、決定通知書に記載していないが、開示請求者以外の第三者の個人の土地の地目、地積は土地の地番と同様に公図写図中の情報と照合することで第三者の個人が識別できる情報であるため条例第17条第2号に該当する。

(b) 本件文書2中の公図写図、土地登記簿調書（地権者リスト）、土地所有者宛ての通知文書「○○県営住宅立替における境界立会いについて」の写し、謝金仕訳書、開示請求者以外の第三者の個人の土地所有者の氏名、印影、住所、電話番号、土地の地番は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であるため、条例第17条第2号に該当する。

なお、決定通知書に記載していないが、開示請求者以外の第三者の個人の土地の地目、地積は土地の地番と同様に公図写図中の情報と照合することで第三者の個人が識別できる情報であるため条例第17条第2号に該当する。

また、本件文書2中の謝金仕訳書に記載された境界確認の立会いに関する情報、謝金の額は、情報を明らかにすることで土地の境界確認に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第17条第6号に該当する。

(c) 本件文書3中の案内図、公図写図に記載された開示請求者以外の第三者の個人の土地所有者の氏名、住所、土地の地番は条例第17条第2号に該当する。なお、決定通知書に記載していないが、開示請求者以外の第三者の個人の土地の地目、地積は土地の地番と同様に公図写図中の情報と照合することで第三者の個人が識別できる情報であるため条例第17条第2号に該当する。

(d) 本件文書4中の公図写図に記載された開示請求者以外の第三者の個人の土地所有者の氏名、住所、土地の地番は条例第17条第2号に該当する。なお、決定通知書に記載していないが、開示請求者以外の第三者の個人の土地の地目、地積は土地の地番と同様に公図写図中の情報と照合することで第三者の個人が識別できる情報であるため条例第17条第2号に該当する。

b 本件文書5及び6について

(a) 本件文書5は○○年○○月○○日に実施した境界立会いの記録である。前記ア（イ）b（e）で説明したとおり、当該文書には審査請求人以外の第三者の土地所有者、○○職員、測量会社の担当者及び千葉県の職員が境界立会いをした記録が含まれており、審査請求人以外の第三者の土地所有者の氏名、測量会社の担当者

の氏名、土地の地番は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であるため条例第17条第2号に該当する。また、打合せ記録に記載された内容のうち、開示請求者本人の電話番号の情報を除いた第三者による打合せの記録は、開示請求者以外の個人に関する情報であるため条例第17条第2号に該当する。

(b) 本件文書6は前記ア(イ)b(f)で説明したとおり、〇〇と千葉県が境界確定協議書を取り交わすための事務で作成された起案文書一式である。当該文書に含まれる境界確認調書(〇〇年〇〇月〇〇日付け、千葉県住宅供給公社県営住宅管理部長発、千葉県県土整備部都市整備局住宅課長宛)に記載された測量会社の担当者の氏名、〇〇年〇〇月〇〇日の境界立会写真に記録された個人の顔写真は、開示請求者以外の個人に関する情報であるため条例第17条第2号に該当する。

(3) 弁明の内容について

本件決定で特定した本件文書5の開示しない部分及び開示しない理由について、審査請求人が審査請求書で開示を求める旨を主張しているため、次のとおり弁明する。

ア 前記3(1)イ(ア)及び(イ)の審査請求人の主張について
審査請求人は本件文書5の不開示部分について、前記3(1)イ(ア)及び(イ)のとおり主張する。

しかしながら、実施機関は本件決定において本件文書5を特定し、条例第17条第2号に該当する不開示情報の部分を除いて、審査請求人の自己の個人情報に該当する部分は開示している。本件文書5の不開示とした部分は第三者の個人の土地所有者の氏名、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報、開示請求者本人以外の第三者の個人による境界立会い及び打合せの内容である。これらは開示請求者本人以外の第三者の個人情報に該当し、開示請求者の自己の個人情報に該当しないため、条例第17条第2号ただし書のいずれにも該当しない「不開示情報」である。

したがって、開示請求者以外の第三者の個人情報、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報、開示請求者以外の第三者の境界立会い及び打合せ記録に該当する部分を不開示としたことは妥当である。

イ 前記3(1)イ(ウ)ないし(ク)の審査請求人の主張について
審査請求人は前記3(1)イ(ウ)ないし(ク)において、本件文書5の不開示部分について、条例第17条第2号ただし書(ア)及び(イ)、条例第18条第2項の規定を根拠として「個人を識別させる部分を除いた部分については、条例第17条第2号以外の不開示情報に該当しない限り

開示しなければならない」と主張するが、前記アで述べたとおり、実施機関は本件決定において本件文書5を特定し、条例第17条第2号に該当する不開示情報の部分を除いて、審査請求人の自己の個人情報に該当する部分を全て開示している。

また、審査請求人は前記3(1)イ(オ)のとおり主張するが、本件文書5の不開示とした部分は第三者の個人の土地所有者の氏名、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報、開示請求者本人以外の第三者による境界立会い及び打合せの内容であり、当該第三者による境界立会い及び打合せに開示請求者本人は参加していない。

したがって、本件文書5の不開示とした部分は開示請求者本人以外の第三者の個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であって、不開示とした部分に開示請求者本人の個人情報は含まれておらず、条例第17条第2号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」には該当しない。

さらに、本件文書5の不開示とした部分は開示請求者の自己の個人情報に該当しないため、条例第17条第2号ただし書ニに該当する情報であると客観的に判断することはできない。

ウ 前記3(1)イ(キ)及び(ク)の審査請求人の主張について

審査請求人は、前記3(1)イ(キ)及び(ク)のとおり主張する。

しかしながら、個人解釈運用基準の第18条部分開示の【解釈及び運用】によると、条例第18条第1項の趣旨は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。本件決定において、実施機関は本件文書5に記載された条例第17条第2号に該当する不開示情報を除き、開示請求者本人の自己情報に該当する部分の全てを審査請求人に開示しているため、審査請求書において個人解釈運用基準の第18条部分開示の【解釈及び運用】を引用した審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定については、違法又は不当ではない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定を取り消して、実施

機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定及び本件全部開示決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求項目2及び3に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、本件開示請求項目2及び3について、実施機関が本件決定及び本件全部開示決定において本件文書及び全部開示筆界確認書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求項目2及び3に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書1は、○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）に係る事務処理の過程で、県営住宅と隣接している○○用地との境界を確定させるため、○○用地を委譲された○○長宛てに境界確定の申請を行うための事務で作成された起案文書一式であると認められる。

本件文書2は、○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）に係る事務処理の過程で、県営住宅と隣接している土地の境界の確認を行うため、当該土地を所有している個人又は法人宛てに境界立会いを依頼する事務で作成された起案文書一式であると認められる。

本件文書3は、○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）に係る事務処理の過程で、一部の土地の境界について、○○長宛てに境界同意書を提出するための事務で作成された起案文書一式であると認められる。

本件文書4は、○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）に係る事務処理の過程で、○○長宛てに境界同意書を提出した後に、○○長と千葉県が境界確定協議書を取り交わすための事務で作成された起案文書一式であると認められる。

本件文書5は、○○年○○月○○日に実施した境界立会いの記録であると認められる。

本件文書6は、○○県営住宅の敷地である宅地（千葉県○○）と隣接する○○の公衆用道路の境界に関して、○○長と千葉県が境界確定協議書を取り交わすための事務で作成された起案文書一式であると認められる。

イ 本件文書2の不開示部分について

(ア) 実施機関は、本件文書2で不開示とした情報のうち、謝金仕訳書等に記載された境界立会いの謝金の額について、条例第17条第6号に

該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

実施機関によると、立会いに対する謝金の額は、事案や立会者により異なる場合があるとのことである。

そうすると、当該情報を開示すると、今後の境界立会いに係る事務において、謝金の額への不満などにより、土地所有者から協力が得られなくなる可能性があり、その結果、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 実施機関は、本件文書2で不開示とされたその余の部分について、審査請求人以外の個人に関する情報であり、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

審議会で見分したところ、本件文書2で不開示とされたその余の部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められる。

当該情報は、条例第17条第2号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号の不開示理由に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 本件文書5の不開示部分について

(ア) 実施機関は、本件文書5で不開示とした情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張する。

審議会で見分したところ、当該情報のうち、本件文書5の3ページ目に記載された「今後の方針について」以下の部分は、境界の確定に関する今後の方針に係る情報であると認められるので、職権により、同条第6号該当性について、以下、検討する。

本件文書5の3ページ目に記載された「今後の方針について」以下の部分には、境界の確定に関する今後の方針に係る情報が記載されており、当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなるなど、境界の確定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号に該当し、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(イ) 次に、審議会で見分したところ、本件文書5で不開示とされたその余の部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請

求人以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められる。

当該情報は、条例第17条第2号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号の不開示理由に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 本件文書1、3、4及び6の不開示部分について

実施機関は、本件文書1、3、4及び6の不開示部分について、審査請求人以外の個人に関する情報であり、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

審議会で見分したところ、本件文書1、3、4及び6で不開示とされた部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められる。

当該情報は、条例第17条第2号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号の不開示理由に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

本件の諮問は、令和5年1月5日に審査請求を受けてから、1年以上が経過した令和6年2月20日付けで行われている。

審議会への諮問等の手続において、実施機関は条例第47条第1項の規定により、審査請求があったときは、速やかに審議会に諮問しなければならないところ、本件の諮問は、標準的な処理期間である45日を大幅に超過していることから適切ではない。

今後、実施機関においては、保有個人情報開示請求に対する適正な事務の執行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審議会の処理経過

年月日	処理内容
令和6年 2月22日	諮詢書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年 4月 9日	反論書の写しの受理
令和7年 6月27日	審議（令和7年度第3回第1部会）
令和7年 7月25日	審議（令和7年度第4回第1部会）
令和7年 9月26日	審議（令和7年度第5回第1部会）
令和7年10月17日	審議（令和7年度第6回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

別表

番号	開示請求をする自己の個人情報の内容	審議会による名称
1	<p>県土整備部都市整備局住宅課長名で作成している住宅課における広聴事案回答用紙の行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含めた事務処理過程についても含める。）</p> <p>なお、総合企画部報道広報課が保有している広聴事案回答用紙は行政文書として既に開示されています。</p>	本件開示請求項目1
2	県営○○住宅の建替工事に関して、当方、千葉県及び○○の境界点（以下「三者地点」という。）、当方及び千葉県の境界点（以下「二者地点」という。）について、測量業者が測量業務を実施する前、実施時及び実施後における、千葉県が確認等を行った測量業務に関する事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示請求項目2
3	県営○○住宅の建替工事に関して、二者地点及び三者地点の境界確認を実施する前、実施時及び実施後に行った境界確認に関する事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示請求項目3
4	県営○○住宅の建替工事に関して、二者地点及び三者地点の筆界確認書を取り交わした後に行った事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示請求項目4
5	千葉県は、三者地点について、○○年○○月作成の○○長に対する「境界確定協議書の交付申請書〔代理人○○〕」（以下「○○申請書」という。）及び整理番号○○-○○号境界確定図〔○○年○○月○○日作成○○〕（以下「道路境界確定図」という。）を行政文書として既に開示しています。○○申請書の項目3の添付書類には「(1) 境界確定協議書、(2) 境界確定図、(3) 境界標の写真」と記載がありますが、添付書類については、(2) 境界確定図のみしか開示されていませんので、すべての添付書類	本件開示請求項目5
6	また、○○申請書は既に行政文書として開示していますので、申請書を作成する前、及び作成後に行った事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・	本件開示請求項目6

	打合せ等を含める。)	
7	〇〇年度地積測量図〔〇〇年度〇〇月作成 千葉県県土整備部都市整備局住宅課〕（以下「〇〇年度地積測量図」という。）において、〇〇（二者地点又は三者地点）を確定した根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 7
8	〇〇. 〇〇. 〇〇付 打合せ等記録に記載がある「復元ポイント」について、〇〇及び〇〇とともに「「地積測量図」を元に復元している。」と説明しているため、〇〇が説明に使用した地積測量図	本件開示 請求項目 8
9	〇〇. 〇〇. 〇〇付広聴回答用紙の項番5の「〇〇. 〇〇 〇〇地点の写真データを提示しない」との質問に対して、千葉県は、「〇〇成果簿にある各境界標の写真は、杭等を確認できる場合に撮影しています。仮杭等の設置について、立会依頼書は、「仮杭設置する場合があります。」としていますので、必ず仮杭を設置するわけではございません。」と記載されており、〇〇地点（二者地点又は三者地点）の写真は開示されていません。 〇〇地点を撮影した写真がなく、仮杭等の設置がない場合において、〇〇地点を確定した根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 9
10	〇〇. 〇〇. 〇〇付広聴回答用紙の項番3回答では、「境界を確認して頂いた個々の土地所有者と、境界確定図を添付した筆界確認書を取交し県と土地所有者双方で各1通を保有していますが、個々に保有されています境界確定図を基に作成したものが、〇〇地積測量図〇〇-〇〇になります。」と記載されていますが、三者地点については、千葉県、当方及び〇〇は筆界確認書を取交しておらず、また〇〇地点についても、千葉県、〇〇及び〇〇は、筆界確認書を取交していませんので、すべての地点に筆界確認書を取交した境界確定図は存在していない事実がありますので、境界確定図を基に作成してとする根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 10
11	〇〇が作成した道路境界確定図（以下「道路境界確定図」という。）では、三者地点が〇〇であり、また、筆界確認書に添付された〇〇が作成した自宅境界確定図では、二	本件開示 請求項目 11

	者地点が○○であるため、○○が同一地点になることから、三者地点と二者地点が同一地点である根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	
12	○○. ○○. ○○付 打合せ等記録に記載がある「敷地と道路の境界」について○○課から「◆敷地と道路の境について」として、「敷地と道路の境界には、側溝等を設けてグレーチング掛けるか、地先境界ブロックなどで境界を明確にする」ように指導を受け、地先境界ブロックを設置していますが、設置位置の根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 1 2
13	○○. ○○. ○○付で、○○と境界確定協議書を作成していますが、境界確定協議書の三者地点と、○○年度地積測量図及び道路境界確定図の三者地点座標の位置が一致していません。座標点の位置が一致していないが協議書に同意した根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 1 3
14	○○. ○○. ○○付広聴回答用紙の項目1回答において、「境界立会い時に個別の地積測量図を基に境界確認いただいた○○～○○点間距離は○○宅の法務局保存の地積測量図（以下「自宅地積測量図」という。）では9. 75m、立会いで確認して頂いた点間距離は9. 753mでありほぼ一致していますので、県としては○○が県営住宅と○○様の二者地点と考えています。」と記載されていますが、境界立会いの日は○○年○○月○○日であり、筆界確認書に添付されている境界確定図（以下「自宅境界確定図」という。）の作成日は、○○年○○月○○日○○作成であることから、千葉県が記載している「境界立会い時に個別の地積測量図を基に境界確認」とは時系列に齟齬があるため、記載されている「境界立会い時に個別に確認した」とする地積測量図	本件開示 請求項目 1 4
15	また、○○道路の地積測量図の北側境界線の点間距離は5. 60mであり、道路境界確定図の点間距離は5. 613mではあるが、○○は三者地点ではないとする根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 1 5

16	○○. ○○. ○○付広聴事案回答用紙において、「境界ポイントの出し方 ○○に確認 ○○が二者地点なら x 方向だけではなく y 方向の証拠をだすこと」と記載されていますので、y 方向の証拠が明らかになる行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 1 6
17	○○. ○○. ○○広聴回答用紙の項目番 1 1 回答において「新設境界標の設置については、○○年度○○県営住宅用地測量業務委託での作業ですが、この業務は○○年○○月○○日で完了し報告書を提出しているため、残作業として筆界確認書を頂いた後、新設境界標の設置を行っています。」と記載されていますが、○○年○○月○○日の開示時において「完了報告書は、他部署で使用中のため開示できない。」と答述し開示していませんので、未だ開示していない完了報告書、加えて、完了報告書を受領後の事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 1 7
18	また、○○. ○○. ○○広聴回答用紙の項目番 1 1 回答において「残作業として筆界確認書を頂いた後、新設境界標の設置を行っています。」と記載され、○○. ○○. ○○付回答メールでは「筆界確認書を頂いた（○○年○○月○○日）後、新設境界標の設置を行っています。」と記載されていますが、「筆界確認書の境界画定図に新設民金属標の表示もされています。」とも記載されており、○○年○○月○○日○○作成の自宅境界確定図、及び○○年○○月○○日○○作成の道路境界確定図のどちらの境界確定図にも新設民金属標が表示されています。 このことは、「○○年○○月に作成された境界確定図に新設民金属標があるが、新設民金属標の設置は○○年○○月○○日以降である。」とすることは時系列的に齟齬があり整合性がないため、新設境界標の設置に関する行政文書（起案・決裁を含め設置の確認等を含めた事務処理過程がわかる行政文書を含める。）	本件開示 請求項目 1 8
19	○○. ○○. ○○付 打合せ等記録の説明内容②に「○○に確認した結果、公募面積に対して実測面積が上回っていること。」と記載があり、さらに面積等を補完記入していますので、○○へ確認した内容及び○○からの回答があつ	本件開示 請求項目 1 9

	た内容がわかる行政文書（起案・決裁を含め確認した内容を含めた事務処理過程がわかる行政文書を含める。）	
20	○○. ○○. ○○付 千葉県と当方の筆界確認書が登録されている文書目録	本件開示 請求項目 20